（３）教科及び教科の指導法に関する科目

★建築学科

「工業」　　　　　　　　　　　　　※ ○印の付いた授業科目は、免許取得上の必修科目である。

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	工業の関係科目	各項目についてそれぞれ１単位以上計35単位	○ 建築計画Ⅰ	2	
				○ 建築計画Ⅱ	2	
				○ 地域・都市計画	2	
				○ 建築製図Ⅰ	1	
				○ 建築製図Ⅱ	1	
				○ 建築製図Ⅲ	1	
				○ 建築設計Ⅰ	2	
				○ 建築設計Ⅱ	2	
				○ 建築設計Ⅲ	2	
				○ 建築設計Ⅳ	2	
				地域計画設計	3	
				建築意匠設計	2	
				デザイン実習Ⅰ	1	
				デザイン実習Ⅱ	1	
				デザイン実習Ⅲ	1	
				建築CAD実習Ⅰ	1	
				建築CAD実習Ⅱ	1	
				○ 建築史Ⅰ	2	
				○ 建築史Ⅱ	2	
				○ 建築環境工学Ⅰ	2	
				建築環境工学Ⅱ	2	
				○ 建築設備Ⅰ	2	
				建築設備Ⅱ	2	
				建築設備設計	2	
				○ 静定構造力学	2	
				○ 材料力学	2	
				○ 不静定構造力学	2	
				○ 建築構造学	2	
				○ 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ構造Ⅰ	2	
				鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ構造Ⅱ	2	
				○ 鋼構造Ⅰ	2	
				鋼構造Ⅱ	2	
				耐震工学	2	
				建築構造設計	2	
				建築構造実験	2	
				○ コンクリート工学	2	
				建築材料	2	
				○ 建築施工	2	
				建築施工管理	2	
				建築測量	2	
				○ 建築入門	2	
				○ 建築実習Ⅰ	2	
				○ 建築実習Ⅱ	2	
				建築防災	2	
				○ 建築法規	2	
				建築積算	2	
				情報処理論	2	
				○ 工業教育概論	2	
		職業指導		○ 職業指導Ⅰ	2	
				○ 職業指導Ⅱ	2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			○ 工業科教育法Ⅰ	2	
				○ 工業科教育法Ⅱ	2	

☆「工業」免許状の取得方法について(特例)

高等学校教諭の工業の普通免許状の授与を受ける場合は、同表に掲げる「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」についての単位数の全部又は一部の単位の修得は、当分の間、当該免許状に係る「教科に関する専門的事項」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。(改正免許法施行規則第5条第1項表備考第6号)

ただし、本学では、できる限り上記によらない正規の方法で教員免許状を取得するよう指導しています。